

重要なお知らせ



長期使用製品安全点検制度
特定保守製品の
登録と点検を

消費者（所有者）の皆様へ

～事故を防ぎ、製品を長く安全に使うために～

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、**火災や死亡事故**を起こすおそれがあります。経済産業省の「**長期使用製品安全点検制度**」では、消費者自身による点検が難しく、経年劣化による重大事故のおそれが多い以下の製品を特定保守製品に指定しています。

対象製品を購入した際は、**所有者登録**を行って下さい。登録すると適切な時期にメーカーから**点検通知**が届きますので、**点検**を受けましょう。

対象製品

(特定保守製品)

石油



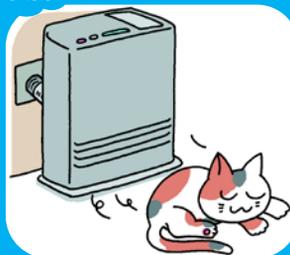
石油給湯機

石油



石油ふろがま

石油



F F式石油温風暖房機

電気



ビルトイン式電気食器洗機

電気



浴室用電気乾燥機

ガス



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)

ガス



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

【経年劣化によって生じた重大製品事故の例】

- 約16年使用したガス小型瞬間湯沸器の熱交換器フィン部に多量のすすが付着し、すす詰まりのため不完全燃焼防止装置が作動したものの、そのまま使用を続けたために一酸化炭素が発生し1名が死亡。
- 浴室の天井裏に設置され、約20年使用した浴室換気乾燥機のターミナルボックス部のふたが反って、天井との間の隙間から浴室の高湿度の空気が進入。機器と電源電線の接続部を腐食させ、異常過熱して火災が発生。



多量の
すすが付着



制度がスタートした平成21年4月1日より**前**に製造・輸入された対象製品についても、点検可能ですので、メーカーにお問い合わせください。

